

新型コロナ・インフルエンザの大規模な流行が同時期に起きる場合に備えた外来受診・療養の流れ

資料3

1. 対応にあたっての考え方

- 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応について、厚生労働省において基本的な考え方等を決定
- これに基づき、限りある医療資源の中でも高齢者等重症化リスクの高い方に適切な医療を提供するための保健医療体制の強化・重点化を進めていくこととされた

【参照】・令和4年10月18日 第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース
・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日（令和4年11月25日変更）
三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項（7）医療提供体制の強化

- 県においても、これらの方針に基づき、同時流行期においても医療提供体制がひっ迫することなく、適切に外来受診・療養できる体制を整備

2. 新型コロナ・インフルエンザの同時流行期における県の対応

- (1) 県内では同時流行期において、発熱等の症状のある方が最大で一日あたり約4,000人発生すると推計
- (2) 発熱等の症状のある方のうち、
重症化リスクが高い方（小学生以下の子ども、妊婦、基礎疾患がある方、65歳以上の高齢者）や症状が重いなど受診を希望する方は、かかりつけ医・発熱外来等を受診
症状が軽く重症化リスクが低い方（上記以外の方）は、新型コロナ検査キットにより自己検査
- (3) かかりつけ医・発熱外来等を受診された方は、診断結果（新型コロナ・インフル・その他）に応じて、保健所又はしまね陽性者登録センターが初期対応
- (4) 新型コロナ検査キットによる自己検査や無料検査所での検査等で陽性となった方は、受診することなく、しまね陽性者登録センターに自ら登録し、島根県フォローアップセンターの支援を受け、自宅にて療養
- (5) 自己検査等の陽性者の登録や診断を行うため、しまね陽性者登録センターを拡充（医師の配置等）

※新型コロナ感染拡大やインフルエンザとの同時流行に備え、診療可能な医療機関を増加するなど、体制を随時強化

※上記（1）～（5）の全体像は別紙フロー図参照

新型コロナ・インフルエンザの大規模な流行が同時期に起きる場合に備えた外来受診・療養の流れ

別紙

